

春の海 ひねもすのたり のたりかな

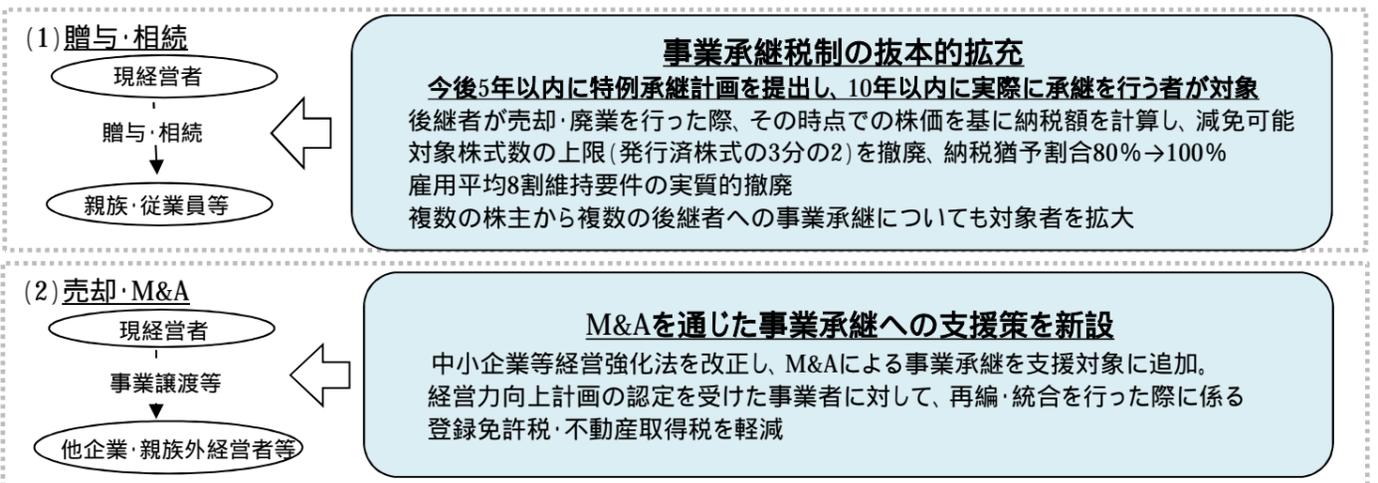
江戸時代中期の俳人、与謝蕪村の有名な俳句です。句中の「ひねもす」とは「一日中」、「のたりのたり」は春の海の海面がゆっくりとうねっている様子を表しています。やわらかな陽気の中で春の海を眺めながら、時の経過も忘れつつというようにしている作者の様子がかがいがい知れます。ゆっくりと時間が流れていることが感じられるこの句は、日々慌ただしく過ぎてしまっている日常の中でも、ふと足を止めてみると、春の息吹を感じることができる喜びを我々に教えてくれているようです。気候がおだやかなこの季節、たまには「のたりのたり」ゆっくりと一日を過ごしてみるのもいかがでしょうか。

平成30年度税制改正における事業承継税制の変更点について

先日、平成30年度税制改正に関する法律案が国会に提出されました。(3月末現在承認・可決はまだされていないようです。) このたびの税制改正では、長年、中小企業の事業承継の際に大きなネックとなっている「事業承継税制」が拡充されます。どのように変わったのか、非常に注目されている新制度の内容についてご紹介したいと思います。

【事業承継税制の改正概要】

従来の事業承継税制は、事業承継の際にネックとなる相続税及び贈与税の負担を軽減する一定の効力はあったものの株式の売却や廃業を行ったり、5年間従業員の8割雇用維持ができなかった場合には利子税を含めた相続税・贈与税を遡って納付する必要があり、制度の適用にあたって中小企業経営者にとって重い負担となっていました。このたびの税制改正では、以下の通り抜本的な見直しが行われることとなりました。



上記の優遇措置を適用するためには平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」)の指導及び助言を受けた「特例承継計画」を都道府県に提出し、認定を受ける必要があります。見直しがされた各論点についての詳細は以下の通りです。

後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、減免可能

現行制度 事業承継後に後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税するため、過大な税負担が生ずる結果となっていました。

改正後 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却時・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免可能とすることで将来の不安が軽減されます。(再計算の際は過大役員報酬や配当がある場合には調整計算あり)

対象株式数の上限(発行済株式の3分の2)を撤廃、納税猶予割合80%→100%

現行制 納税猶予の対象となるのは、発行済議決権株式総数の3分の2までであり、さらに相続税の納税猶予割合は80%であったため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまっていた。

改正後 対象株式数の上限が撤廃され議決権株式のすべてが猶予対象となります。さらに相続税の猶予割合が100%に拡大し、事業承継に係る金銭負担が大幅に軽減されるようになりました。

雇用平均8割維持要件の実質的撤廃

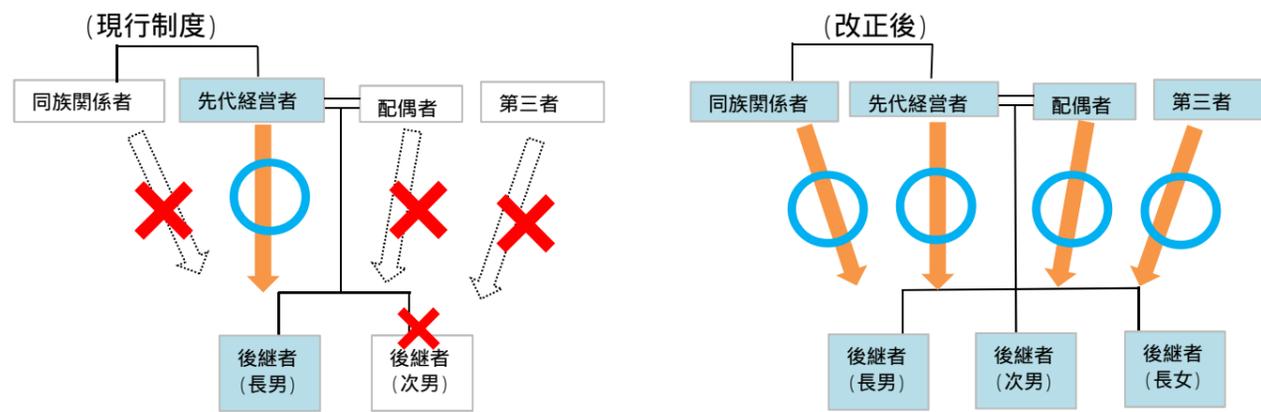
現行制 事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められており、仮に8割を維持出来なかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がありました。(併せて猶予期間分の利子も納付)

改正後 5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続することで、雇用要件が実質的に撤廃されます。(注)5年平均8割の雇用維持ができなかった場合には理由報告が必要。経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要があります。

複数の株主から複数の後継者への事業承継についても対象者を拡大

現行制 一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象でした。

改正後 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象になります。中小企業経営の実情に合わせた、多様な事業承継が支援されます。



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

複数の後継者(最大3人)を対象とする
代表権を有しているものに限る。議決権保有要件あり。

ご注意！！

以上、拡充された制度ではありますが、非常に複雑で適用にあたっては慎重な検討が必要です。弊社三宅税理士法人も認定支援機関の認定を受けております。適用にあたっては必ず一度ご相談くださいますようお願いいたします。

～GW休暇のお知らせ～

GW期間の休日は
4月29日～30日、5月3日～6日とさせていただきます。
 ご不便、ご迷惑等をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」
 今月の開催日**4月12日(木)**です。
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月12日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月6日(金)
5月17日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月11日(金)
6月13日(水)	4・5・6・7月決算法人様	6月7日(木)

<4月スケジュール>

10	火	*3月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
20	金	*個人申告所得税及び復興特別所得税(第3期) □座振替日
25	水	*個人事業者の確定消費税等 □座振替日
30	月	*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*8月決算法人の中間申告・納付期限
		*固定資産税(第1期)の納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の5・11月決算法人)

30日は祝日のため申告・納付期限は5月1日(火)となります。